

維持管理計画策定ガイドライン (案)

第1部 総論の骨子

第1部 総論の骨子について

【目次構成】

第1部 総論 目次(案)

1章 総則

- 1.1 適用範囲
- 1.2 用語の定義

2章 維持管理計画の概要

- 2.1 維持管理計画の役割と意義
- 2.2 維持管理計画の策定者
- 2.3 維持管理計画に定める事項
- 2.4 維持管理計画策定の手順等
- 2.5 維持管理計画策定上の分類
- 2.6 維持管理計画の構成
- 2.7 維持管理計画に準じることができる基準等
- 2.8 維持管理計画の変更
- 2.9 維持管理計画の記録・保存
- 2.10 教育・研究
- 2.11 維持管理に関する新技術の活用

3章 維持管理計画書の内容

- 3.1 維持管理計画書の基本的考え方
- 3.2 維持管理計画書の構成
- 3.3 維持管理計画書の概要
 - 3.3.1 施設の置かれている諸条件を取りまとめた総論
 - 3.3.2 点検診断計画
 - 3.3.3 総合評価
 - 3.3.4 維持補修計画
 - 3.3.5 参考資料
- 3.4 維持管理計画書の内容
 - 3.4.1 水域施設
 - 3.4.2 外郭施設
 - 3.4.3 係留施設
 - 3.4.4 臨港交通施設
 - 3.4.5 その他の施設
- 3.5 複数の施設を取りまとめる維持管理計画

第2部 作成事例

<代表10事例>

- 係留施設（重力式，矢板式，栈橋式）
- 外郭施設（重力式防波堤，護岸）
- 臨港交通施設（橋梁）（沈埋トンネル）
- 水域施設
- 港湾環境整備施設（緑地）
- 複数の施設を取りまとめる維持管理計画
- ※順序は要検討

参考：技術基準対象施設

- ・水域施設
- ・外郭施設
- ・係留施設
- ・臨港交通施設
- ・荷さばき施設
- ・保管施設
- ・船舶役務用施設
- ・旅客乗降用固定施設
及び移動式旅客乗降用施設
- ・廃棄物埋立護岸
- ・海浜
- ・緑地及び広場

第1部 総論の骨子について

略称の説明

「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」(平成25年11月29日改正(以下、「基準省令」という。))
 「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」(平成26年3月28日改正)(以下、「維持告示」という。))
 「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き(増補改訂版)」(平成20年12月改定)(以下、「手引き」という)
 「港湾の施設の点検診断ガイドライン」(平成26年7月)(以下、「点検診断ガイドライン」という)
 「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン(案)」(以下、「本ガイドライン」という)

| 凡 例 |
|--|
| : 本文の□囲み内容 |
| 赤文字 : 議論頂きたい項目 |

【第1章 総則】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|--------------------------|--|---------|
| タイトル 「維持管理計画策定ガイドライン」 | →計画書作成ガイドラインではなく、計画策定ガイドライン | |
| 第1部 総論の章構成 | →1章 総則、2章 維持管理計画の概要、3章 維持管理計画書の内容 | |
| 1章 総則 | | |
| 1.1 適用範囲 | 1)適用範囲 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン(以下、本ガイドラインという。)は、技術基準対象施設を適切に維持するために必要となる維持管理計画の策定に適用し、維持管理計画書を作成するための考え方を示すものである。 ○解説の方針 ・本ガイドラインは、技術基準対象施設を適切に維持するために定める事項を維持管理計画として策定する際の参考とすることができる。 | |
| 1.1 適用範囲 | 2)ガイドラインの全体構成 →1部 総論、2部 作成事例という構成を、解説に示す。 | |
| 1.1 適用範囲 | 3)第2部に示す作成事例 →既存施設を対象とする。 →施設の種類:代表10事例 係留施設(ケーソン式係船岸、矢板式係船岸、直杭式横棧橋) 外郭施設(ケーソン式防波堤、護岸) 臨港交通施設(橋梁、沈埋トンネル) 水域施設 港湾環境整備施設(緑地) 複数の施設を取りまとめる維持管理計画※ ※複数の施設を取りまとめる場合は、「複数の施設を取りまとめる維持管理計画」として示す(案)。 | 3.5章 参照 |
| 1.2 用語の定義 | 記載する用語とその定義 | |

第1部 総論の骨子について

【第2章 維持管理計画の概要】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|-------------------------|---|---------------|
| 2章 維持管理計画の概要 | | |
| 2.1 維持管理計画の 役割と意義 | <p>1)維持管理計画の役割と意義 →関係法令を基に示す(港湾法、基準省令第4条1項)</p> <p>(1) 技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画(点検に関する事項を含む)に基づき適切に維持されるものとする。</p> <p><u>○解説の方針</u> ・「維持管理計画等」とは、当該施設を適切に維持するために定めるべきものであり、特に「維持管理計画」を定めることを標準的な方法として明示し、これに準じるその他の適切な方法を「等」としている。</p> <p>2)維持管理計画と予防保全計画の関係</p> <p>(2) 施設の維持管理計画は、関連する計画との関係性を踏まえて策定することが望ましい。</p> <p><u>○解説の方針</u> 【予防保全計画の概要】 ・港湾施設の効率的・効果的な維持管理・更新を図るため、施設毎に作成する維持管理計画に加え、港湾単位等で各施設の維持管理・更新に関する優先度等を定める中期的な計画である。なお、予防保全計画は、国及び港湾管理者が協議して作成するものであり、現時点においては、民間事業者が所有する施設は規定されていない。 【維持管理計画と予防保全計画の関係】 ・予防保全計画では、港全体での事業費縮減や平準化、維持管理の優先度の設定等を図ることを目的として、各施設の維持管理の対応方針を判断する必要がある。このため、施設の整備年次、利用状況、港湾計画との関連、劣化の状況、対応方針、事業概要(概算総事業費)等の情報を維持管理計画書に明示することが望ましい。</p> | 基準省令第4条1項 |
| 2.2 維持管理計画の 策定者 | <p>→関係法令を基に示す(維持告示第2条第1項、5項)</p> <p>(1) 技術基準対象施設の維持管理計画は、施設の設置者が定めることを標準とする。 (2) 維持管理計画を定めるに当たっては、施設の損傷、劣化その他の変状についての点検診断、施設全体の維持に係る総合的な評価、維持工事等その他維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の意見を聴くことを標準とする。ただし、維持管理計画を定める者が専門的知識及び技術又は技能を有する場合は、この限りでない。</p> | 維持告示第2条第1項、5項 |

【第2章 維持管理計画の概要】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|-----------------------------|--|-------------------|
| <p>2.3 維持管理計画に定める事項</p> | <p>→関係法令を基に示す(維持告示第2条第2項)</p> <p>維持管理計画は、次の事項について定めることを標準とする。</p> <p>①施設の供用期間並びに施設全体及び施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方</p> <p>②施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等</p> <p>③施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等</p> <p>④施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理</p> | <p>維持告示第2条第2項</p> |
| <p>2.4 維持管理計画策定の手順等</p> | <p>1)維持管理計画の策定の手順等 →関係法令を基に示す(基準省令第4条第3項)</p> <p>技術基準対象施設の維持管理計画は、施設の損傷、劣化その他の変状についての定期及び臨時の点検及び診断並びにその結果に基づく施設全体の維持に係る総合的な評価を適切に行った上で、必要な維持補修計画を定めるものとする。</p> <p>○解説の方針</p> <p>【維持管理計画の策定に係る標準的な作業・調整の流れ】</p> <p>→新設の場合の「維持管理計画の策定に係る標準的なフロー」の新規施設に加えて、既存施設についてのフロー図を追加する。初回点検診断の時期がわかるフローとする。</p> <p>→フロー図に、設置者と港湾管理者等の協議時期を示す(国有施設、民間施設の場合)</p> <p>【維持管理計画書の作成手順】</p> <p>→次の2パターン「維持管理計画書の作成フロー」を示す。</p> <p>○これまでの維持管理計画書の作成フロー</p> <p>「計画策定レベルの設定→初回点検診断項目の設定→初回点検診断の実施→維持管理計画書の作成」の流れであった。</p> <p>○これから維持管理計画書の作成フロー</p> <p>「維持管理計画策定上の分類の設定→初回点検診断項目の設定→初回点検診断の実施→維持管理計画書の作成」の流れとなる。</p> <p>2)維持管理計画の対象となる技術基準対象施設の一覧 →技術基準対象施設の一覧に、特定技術基準対象施設を追加する。</p> | <p>基準省令第4条第3項</p> |

【第2章 維持管理計画の概要】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|---------------------|--|---|
| 2.5 維持管理計画策定上の分類 | 維持管理計画策定上の分類 →関係法令を基に示す(維持告示第4条) | 維持告示第4条第1項及び第2項 点検診断ガイドライン |
| | (1) 維持管理計画は、施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに施設の重要度等を勘案して策定するものとする。 (2) 維持管理計画は、施設の重要度等に応じて適切に作成するものとする。 | 点検診断ガイドライン |
| | ○解説の方針 1) 維持管理計画策定上の分類 (通常点検診断施設と重点点検診断施設) →点検診断ガイドラインにおける考え方を示す。 2) 複数の施設を取りまとめる場合の施設設定の目安 →複数の施設を取りまとめる場合(これまでの共通指針準拠型に相当)の施設設定の目安及び複数の施設をまとめる場合の括り方の単位を解説する。 3) 維持管理計画策定上の分類に応じた維持管理計画書の作成単位 →技術基準対象施設の維持管理計画書は、施設ごとに作成する。しかし施設の重要度等に応じて、複数の施設を取りまとめた方が維持管理の合理化や効率化を図ることができる場合もあるため、維持管理計画策定上の分類に応じた維持管理計画書の作成単位を示す。 | 維持管理計画策定時に混乱しやすいので改善策が必要 (重要度の高い施設として、①施設の位置付けから決まる重要度(耐震等)がある一方で、②劣化が激しいため重点点検診断施設とするが、補修・補強後に、通常点検診断施設に変更となるものもありうる) |
| | 4) 従来の計画策定レベルと今後の維持管理計画策定上の分類の関係 →施設の重要度の観点から、標準型Ⅰおよび標準型Ⅱが「重点点検診断施設」、共通指針準拠型は「通常点検診断施設」に相当する考え方を目安として示す。 また、通常点検診断施設または重点点検診断施設の分類において、状況や設置者と港湾管理者等の協議により、通常から重点または重点から通常への分類になる場合があることを目安として示す。 | 「複数の施設を取りまとめる維持管理計画」の名称の適否 複数の施設を取りまとめる場合の施設設定の目安(従来の共通指針準拠型は、施設規模での分類がされていた) |

第1部 総論の骨子について

【第2章 維持管理計画の概要】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|----------------------------|--|---------------|
| 2.6 維持管理計画の構成 | <p>維持管理計画は、維持管理の基本的な考え方や施設の置かれている諸条件をまとめた総論、点検診断計画、総合評価、維持補修計画等から構成することを標準とする。</p> <p>→維持管理計画書の標準的な構成及び内容を図で示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来は、総論(供用期間、基本的な考え方)、点検診断計画、総合評価、維持補修計画としていた。 ・本ガイドラインでは、総論(供用期間、維持管理の基本的な考え方、初回点検診断の結果)、点検診断計画、総合評価、維持補修計画 とする。 | |
| 2.7 維持管理計画に準じることができる基準等 | <p>技術基準対象施設は、維持管理計画に基づき適切に維持されることを標準とするが、これに準じるその他の適切な方法でもよい。</p> <p>→準じることができる基準と、参考とすることができる資料等は、表を分けて分かりやすくする。</p> <p>→表に、点検診断ガイドラインに示されている基準、資料を入れる。</p> | |
| 2.8 維持管理計画の変更 | <p>→関係法令に基づき示す(維持告示第2条第6項、第7項)</p> <p>当該施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画を変更することを標準とする。</p> | 維持告示第2条第6項、7項 |
| 2.9 維持管理計画の記録・保存 | <p>→関係法令に基づき示す(下記の(1)は基準省令第4条第4項)</p> <p>(1) 維持管理計画は、適切な方法で、記録・保存するものとする。</p> <p>(2) 維持管理計画の記録は、原則として当該施設を供用している期間保存するものとする。</p> | 基準省令第4条第4項 |
| 2.10 教育・研究 | <p>技術基準対象施設の設置者及び管理者は、教育及び研修により、維持管理に関する技術力の維持・向上を図ることが望ましい。</p> | |
| 2.11 維持管理に関する新技術の活用 | <p>維持管理に係る点検診断、維持工事等においては、精度向上や効率性、安全性を重視し、新技術を積極的に活用することが望ましい。</p> | |

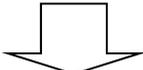
第1部 総論の骨子について

【第3章 維持管理計画書の内容】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|--------------------------------|---|----------------|
| 3章 維持管理計画書の内容 | | |
| 3.1 維持管理計画書の基本的考え方 | <p>(維持管理計画書の作成)</p> <p>(1) 維持管理計画書においては、供用期間並びに維持管理についての基本的な考え方、点検診断計画、総合評価、維持補修計画等について必要な事項を定めることを標準とする。</p> <p>(2) 維持管理計画書は、施設の種類、構造形式、施設の重要度等を勘案して適切に作成するものとし、他の施設の点検診断、維持工事等の時期を考慮し、効率的な維持管理が実施できるよう定めることが望ましい。</p> <p>(3) 維持管理計画書は、施設の設置者が定めることを標準とする。</p> <p>(4) 維持管理計画書を作成するに当たっては、専門的知識及び技術又は技能を有する者の意見を聴くことを標準とする。</p> <p>(5) 施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画を見直すものとする。</p> | |
| 3.2 維持管理計画書の構成 | <p>維持管理計画書は、供用期間並びに維持管理の基本的な考え方や施設の置かれている諸条件を取りまとめた総論、点検及び診断の結果に基づく総合評価、計画的かつ適切な点検診断の時期や対象部材及び方法を定めた点検診断計画、計画的かつ適切な維持補修の方法及び時期や対象部材等を定めた維持補修計画から構成することを標準とする。</p> | |
| 3.3 維持管理計画書の概要 | <p>→3.3.1施設の置かれている諸条件を取りまとめた総論、3.3.2 点検診断計画、3.3.3 総合評価、3.3.4 維持補修計画の各章について、施設に共通する解説を示す。(施設別の内容は、次章3.4以降に示す)</p> | |
| 3.3.1 施設の置かれている諸条件を取りまとめた総論 | <p>維持管理計画を策定するにあたり、維持管理の基本的な考え方や施設の置かれている諸条件等の情報を示すものとする。</p> | |
| 3.3.2 点検診断計画 | <p>点検診断計画は、点検診断の時期、対象とする部材及び方法等を定めるものとする。</p> | |
| 3.3.3 総合評価 | <p>(1) 点検診断結果に基づいて総合評価を実施する。</p> <p>(2) 総合評価は、施設の変状に対する工学的知見・判断に基づく評価及び維持補修に対する現場的・行政的判断に基づく評価を行うことを標準とする。</p> <p>(3) 総合評価の結果を踏まえて、施設の維持管理に関する方針を定めることを標準とする。</p> | |
| 3.3.4 維持補修計画 | <p>維持補修計画は、補修に係わる費用等を考慮して、補修の方法や時期及び対象とする部材等を定めるものとする。</p> <p>1) 維持工事等に至るまでの検討の流れ 想定される維持工事等の流れや標準的な補修工法及び時期等を示す基本的な計画を立案する。維持工事等が必要と判断した後の現地調査、基本設計、実施設計等の維持工事のための検討は範囲外とする。</p> | <p>□囲み記述内容</p> |

第1部 総論の骨子について

【第3章 維持管理計画書の内容】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|--|--|--|
| 3.4 維持管理計画書の内容 | | |
| <div style="text-align: center;">  <p>3.4章は施設別に示す構成とする</p> </div> 3.4.○ ○○施設 1)施設の置かれている諸条件を取りまとめた総論 | <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <p>(適用範囲) 本項は、○○施設の維持管理計画書の作成に適用する。</p> </div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <p>(維持管理計画の目的) ○○施設の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。</p> </div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px;"> <p>(施設の置かれている諸条件を取りまとめた総論) 維持管理計画を策定するに当たっての維持管理の基本的な考え方や必要な情報を示すものとする。</p> </div> <p>○解説の方針 →施設別に必要な情報を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.維持管理計画策定上の分類(通常点検診断施設・重点点検診断施設) 2.維持管理の基本的な考え方(維持管理の方針、過去の実績、将来の延命化、廃止、利用転換等) 3.計画の目標(供用期間等) 4.施設と関連する計画(港湾計画、予防保全計画等) 5.維持管理上の諸条件等の情報(位置図、平面断面図、構造特性、施工履歴(補修・補強含む)、適用基準、自然条件、材料特性、利用状況等) 6.付随する施設との関係性(対象施設に影響のある付随施設(岸壁の場合は航路・泊地、防波堤、ヤード等)や、類似施設(岸壁の場合の代替施設等)) 7.維持管理レベル(維持管理レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ) 8.座標系、位置座標の設定(ブロック番号や部材番号、位置座標(X座標、Y座標)等) 9.初回点検診断結果(劣化度の判定結果、性能低下度の評価結果、劣化予測結果、詳細点検診断結果、総合評価の結果、現状の措置等) 10.その他の配慮事項(代替施設の有無等) <p>8. 座標系、位置座標の設定について 施設の構造や諸条件を踏まえて必要に応じて設定してよいことを解説する(施設別にメリハリ) 例. 栈橋はブロック毎の座標系や部材毎の座標系を設定することが望ましいが、必要に応じて位置座標を設定。防波堤は起点からのブロック毎の距離、泊地は位置座標など</p> | <p>(参考)手引きの事例では、座標系の設定(例. 1B0304)、位置座標(測量値のX,Y)について、標準型は設定されており、共通指針準拠型では設定されていない。</p> |

第1部 総論の骨子について

【第3章 維持管理計画書の内容】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|----------------------------|---|----|
| 3.4.0 ○○施設 2) 点検診断計画 | <p>(点検診断計画) 点検診断計画は、点検診断の時期、対象とする部材及び方法等を定めるものとする。</p> <p>点検診断計画 →点検診断ガイドラインの内容を示す。(全ての内容ではなく趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検診断の実施時期 ・臨時点検診断の実施条件 ・点検診断の項目及び内容 <p>点検診断の方法、項目の分類(I類、II類、III類)、判定及び評価の実施単位、点検診断項目や劣化度の判定基準(施設別ではなく、a,b,c,dの説明)、性能低下度の評価基準</p> | |
| 3.4.0 ○○施設 3) 総合評価 | <p>(総合評価)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 点検診断結果に基づいて総合評価を実施する。 (2) 総合評価は、施設の変状の状態に対する工学的知見・判断に基づく評価及び維持補修に対する現場的・行政的判断に基づく評価を行うことを標準とする。 (3) 総合評価の結果を踏まえて、施設の維持管理に関する方針を定めることを標準とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 工学的知見・判断に基づく評価 →性能低下度の評価方法は 点検診断ガイドライン を参考とすることができることを示す。 2) 現場的・行政的判断に基づく評価 →第1部 総論に考え方や留意点等を解説し、第2部作成事例に総合評価の事例を示す。参考資料に長崎県等の事例を掲載する。 3) 施設の維持管理に関する方針 →総合評価の結果、維持管理の方針を定めるに当たり、緊急的措置、応急的措置、計画的措置、経過観察措置について判断する。 | |

第1部 総論の骨子について

【第3章 維持管理計画書の内容】

| 目次(案) | 内容の案 (→は方針を示す) | 備考 |
|----------------------------|---|----------------------|
| 3.4.○ ○○施設 4)維持補修計画 | <p>(維持補修計画) 維持補修計画は、補修に係わる費用等を考慮して、補修の方法や時期及び対象とする部材等を定めるものとする。</p> <p>○解説の方針 →以下の配慮事項を示す ・維持補修計画は、他の施設の維持工事の時期等を考慮し、可能な限り効率的に維持工事等が実施できるよう内容にする。 ・港湾管理者や施設利用者と協議した上で維持補修計画を定めることが望ましい。</p> <p>1)劣化予測 →解説に、コンクリート、鋼材、防食工の劣化予測の考え方を示した参考資料等を記載する。 →マルコフ連鎖モデル等を用いた高度な劣化予測は、港湾の施設の維持管理技術マニュアル等に示されていることを記載する。また、実績による標準的な劣化速度を用いる方法も示す。</p> <p>2)補修工法 →解説に、標準的な補修工法を示す。(コンクリート構造物、鋼構造物等) →解説に、参考となるマニュアルや資料を示す。</p> <p>3)補修費用 →解説に、補修費用を推計する方法は、3.3.4 維持補修計画 5) 補修費用 を参考とすることを記載する。</p> <p>4)施工条件等 →解説に、維持補修計画を策定するための施工条件や制約条件等を記載する。</p> | 3.3.4 参照 具体内容と留意点 |
| 3.4.○ ○○施設 5)参考資料 | →適切に保管されていて参照可能な情報は、保管場所を明記し、添付を省略してもよいとする。 (例. コンクリート示方配合報告書、施工図面等)＜簡素化＞ | |
| 3. 5 複数の施設を取りまとめる維持管理計画 | <p>(適用範囲) 本項は、複数の施設を取りまとめて維持管理計画書を作成する方法についての考え方を示すものである。</p> <p>複数の施設を取りまとめる場合の施設設定の目安 →複数の施設を取りまとめる場合の施設設定の目安や複数の施設を取りまとめる方針(案)等を示す。</p> | 2.5 参照 具体的な内容と留意点 |

下線部：平成25年度改正事項

港湾法【平成25年6月5日公布、平成25年12月1日施行】

(港湾の施設に関する技術上の基準)

第五十六条の2の2

- 1 政令で定める技術基準対象施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。
- 2 技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。

港湾法施行令【昭和26年1月19日政令第4号】

(港湾の施設<技術基準対象施設>)

第十九条

- ・水域施設
- ・外郭施設(海岸管理者が設置する海岸保全施設及び河川管理者が設置する河川管理施設を除く。)
- ・係留施設
- ・臨港交通施設
- ・荷さばき施設
- ・保管施設
- ・船舶役務用施設
- ・旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設
- ・廃棄物埋立護岸
- ・海浜(海岸管理者が設置する海岸保全施設を除く。)
- ・緑地及び広場

港湾の施設の技術上の基準を定める省令【平成25年11月29日公布、12月1日施行】

(技術基準対象施設の維持)

第四条

- 1 技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等(点検に関する事項を含む。)に基づき、適切に維持されるものとする。
- 2 技術基準対象施設の維持に当たっては、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件、構造特性、材料特性等を勘案するものとする。
- 3 技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての定期及び臨時の点検及び診断並びにその結果に基づく当該施設全体の維持に係る総合的な評価を適切に行った上で、必要な維持工事等を適切に行うものとする。
- 4 技術基準対象施設の維持に当たっては、前項の結果その他の当該施設の適切な維持に必要な事項の記録及び保存を適切に行うものとする。
- 5 技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設及び当該施設周辺の施設を安全に利用できるよう、運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策を適切に行うものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項は、告示で定める。

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示(維持告示)【国土交通省告示第364号】

(維持管理計画等)

第二条

- 1 技術基準対象施設の維持管理計画等は、当該施設の設置者が定めることを標準とする。
- 2 維持管理計画等は、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等について定めるものとする。
- 3 維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。
 - 一 当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方
 - 二 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等
 - 三 前三号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理
- 4 維持管理計画等を定めるに当たっては、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等について、勘案するものとする。
- 5 維持管理計画等を定めるに当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての点検診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価、維持工事等その他維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の意見を聴くことを標準とする。ただし、当該維持管理計画等を定める者が当該専門的知識及び技術又は技能を有する場合は、この限りでない。
- 6 当該施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更することを標準とする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、維持管理計画等の変更について準用する。(維持管理計画等に定める事項の実施)

第三条 維持管理計画等に定める事項を実施するに当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての点検診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価及び維持工事その他の維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

(技術基準対象施設の点検診断)

第四条 技術基準対象施設の点検診断は、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に、適切な方法により行うものとする。

2 技術基準対象施設の定期的な点検診断は、五年(当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものにあつては、三年)以内ごとに行うものとする。

3 前項に規定する定期的な点検診断のうち、詳細な点検診断については、当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に行うものとする。

4 技術基準対象施設の点検診断は、第二項に規定するもののほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。

第五条～第六条 (略)